

生産緑地買取申出書

年 月 日

吹 田 市 長 あて

申 出 を す る 者	住 所
	氏 名 印
	電話番号

生産緑地法第10条の規定に基づき、下記により、生産緑地の買取りを申し出ます。

記

1 買取りの申出の理由

2 生産緑地に関する事項

所在及び地番	地 目	地 積	当該生産緑地に存する所有権以外の権利		
			種 類	内 容	当該権利を有する者の氏名及び住所
		m ²			

3 参考事項

(1) 当該生産緑地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用 途	構 造 の 概 要	延 べ 面 積	当該工作物の所有者の 氏名及び住所	当該工作物に存する所有権以外の権利		
					種 類	内 容	当該権利を有する 者の氏名及び住所
			m ²				

(2) 買取り希望価格

(3) その他参考となるべき事項

(4) 裏面参照

備 考

- 1 「買取りの申出の理由」については、生産緑地の指定の告示の日から起算して30年を経過した旨又は当該生産緑地に係る農業の主たる従事者（当該生産緑地に係る農業の業務に、当該業務につき生産緑地法施行規則第3条の規定により算定した割合以上従事している者を含む。）が死亡し、若しくは農業に従事することを不可能にさせる故障を有するに至った旨を明らかにすること。
なお、生産緑地に係る農業の主たる従事者（当該生産緑地に係る農業の業務に、当該業務につき同規則第3条の規定により算定した割合以上従事している者を含む。以下同じ。）については、当該生産緑地（農地又は採草放牧地に限る。）の所在地を管轄する農業委員会による、その者が主たる従事者に該当することについての証明書を添付し、農業に従事することを不可能にさせる故障については、医師の診断書その他同規則第5条に掲げる障害又は事由に該当することを証明する書類を添付すること。
- 2 「生産緑地に関する事項」については、買取申出に係る生産緑地が土地区画整理法第98条第1項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、「所在及び地番」、「地目」及び「地積」の欄には、当該生産緑地に対応する従前の土地の所在及び地番、地目並びに地積と併せて仮換地として指定された土地の所在及び地番、地目並びに地積をかつこ書で記載し、「当該生産緑地に存する所有権以外の権利」の欄には、当該生産緑地に対応する従前の土地に存する所有権以外の権利を記載すること。
- 3 「地目」の欄には、田、畑等の区分により、その現況を記載すること。
- 4 「地積」の欄には、土地登記簿に登記された地積を記載すること。実測地積が知れているときは、当該実測地積を「地積」の欄にかつこ書で記載すること。
- 5 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。
- 6 申出をする者、生産緑地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該生産緑地に存する建築物その他の工作物に関し所有権若しくは所有権以外の権利を有する者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

添 付 書 類

- ①農業の主たる従事者が「死亡」の場合、死亡の事実が確認できる書類
- ②農業の主たる従事者が「故障」の場合、医師の診断書その他同規則第5条に掲げる障害又は事由に該当することを証明する書類
診断書には病名や、「〇〇により農業に従事できない」旨の記載要
- ③農業の主たる従事者についての証明書（農業委員会発行）
- ④土地所有者が分かるもの（土地の登記事項証明書）
- ⑤買取申出者の印鑑登録証明書
- ⑥他人の権利の目的となっている場合、権利を消滅させる旨の書面（様式第6号）
- ⑦委任状（代理人申請の場合）